

令和 5 年 1 月 定 例

教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年1月 定例飯舘村教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和5年1月24日（火）午後3時00分
- 2 招集場所 飯舘村役場 2階 第1会議室
- 3 出席委員
- | | |
|----------------|-------|
| 教育長 | 遠藤 哲 |
| 教育委員（教育長職務代理者） | 高橋 祐一 |
| 教育委員 | 菅野 クニ |
| 教育委員 | 庄司 智美 |
| 教育委員 | 星 弘幸 |
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者
- | | |
|--------|--------|
| 教育課長 | 高橋 政彦 |
| 指導主事 | 蓮 實 修一 |
| 生涯学習課長 | 藤井 一彦 |
- 6 開 会 午後3時00分
- 教育課長 それでは皆さん、こんにちは。本年もどうぞよろしくお願いしたいと思います。
それでは、ただいまから令和5年1月の定例飯舘村教育委員会を始めていき
たいと思います。
- 7 日程第1 教育長あいさつ
- 教育長 初めに、前回の定例会議、飯舘村の鳥インフルエンザ対応のために書面開催
となりました。それについては改めてお詫びを申し上げます。
さて、今回が今年最初の定例教育委員会となります。委員の皆様方には昨年同
様、本年もどうぞよろしくお願いいたします。
おかげさまをもちまして、冬季休業中も大きな事故もなく、今月10日に無事に
3学期を迎えております。
新型コロナ関係ですが、こども園・学校での陽性者や濃厚接触者が出ておりま
すが、園や学校内での顕著な感染拡大はありませんので、感染予防の徹底を図り
ながら、平常どおり運営をされております。
本日は、令和5年度の学校教育指導の重点については次年度につきましても、
大きな変更はありません。「竹のようにしなやかに、すくすくと」の教育目標の
下、現在、こども園・学校がそれぞれ特色ある保育・教育課程を編成している
ところです。
昨年12月議会の中で、児童生徒の確保の方策について質問がありましたが、教
育委員会としての答弁では、少人数教育によるきめ細かな指導や特色ある教育活
動を一番に挙げました。園や学校でも引き続き、子供たち一人一人を大切にした

特色ある魅力ある保育・教育を行うこと、そして、子供たちの自己実現のための学力向上、アンダーチーバゼロであることを再確認して、保育・教育課程を編成するように指示をしております。

次に、次年度、飯館村で行われる教育委員会相馬市会研修会についてですが、現在のところ、11月22日水曜日の午後に予定しております。

研修内容についてですが、こども園・学校の視察、義務教育学校についての説明、講師を招いての講話等を想定しております。

詳細案が決まりましたら、委員の皆様方にもご意見をいただいて、決定をしたいと思っております。

最後になりますが、今回の定例委員会ですが、村の総合教育会議に引き続いての会議となります。総合教育会議では、村長の村の教育に対する思い、あるいは、子供たちへの思い、そして、委員の皆様方からもご意見をお聞きして、次年度の村の教育に可能な限り生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

8 日程第2 会期の決定及び書記の指名

教育長 日程第2、会期の決定及び書記の指名であります。会期については本日、1月24日の1日間、書記については高橋政彦教育課長を指名いたします。このことについてご異議ありませんでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長 承認されましたので、日程第3に移ります。

9 日程第3 令和4年12月の定例教育委員会会議録の承認について

教育長 12月の定例教育委員会会議録の承認について、事務局よりお願いします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 これについては、特にないと思いますので、ご承認でよろしいですか。

全 員 異議なし。

10 日程第4 議案第1号 飯館村奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

教育長 日程第4 議案第1号 飯館村奨学金貸付条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 質問を受け付けますので、質問ある方お願いします。

菅野委員 医師の場合には、研修期間が前期研修、後期研修というのが必要になってくるので、卒業して医師免許を取っても、すぐ通常の仕事あるいは、飯館で仕事をするということは不可能と思われます。そこはどう考慮されるのか。その規約というのは、例えば、免除・猶予期間として扱われるのか、その辺の解釈はどのように考えていますか。

教育課長 この条例は、過去に村に診療所があったときの医師確保の対策でした。今は、研修期間というがあるので、恐らくその期間は返還が発生するかもしれませんが。医師は就学期間が6年間なので、最大、3倍だと18年ですが、条例上は15年にな

る。その間、返還は発生するが、研修期間中を免除とするかは今後協議が必要となる。

その中で、今まで獣医師は除いていましたが、村として畜産に再度力を入れていくということで、獣医師の確保も必要だろうと今回は獣医師を含めて医師という形で載せてあります。

菅野委員 実質、医師の場合には、飯舘村で奨学金を一回返済してということになるので、例えば、仕事に就いたときに、それが戻ってくるということも難しいですね。規定上ないです。であれば、医師の場合は、ほぼこれは該当しないというふうに解釈できてしまいますが、その辺はどうでしょうか。

教育課長 今の想定でが、研修期間が、例えばあずま脳神経外科さんで研修期間があって、いいたてクリニックに来るとなれば、その就業期間とも考えられますが、具体的な詳細については今後協議を進めていければと考えております。

菅野委員 将来医師になりたい子が飯舘村から出ないわけでもないし、期待したいと思います。改正するのであればその辺まで想定してどうなのかなと思い質問させていただきました。お答えについては分かりました。

教育課長 規則とかでもし不備があれば、そこを補っていく様な形で、追加分は持ち帰らせていただいて検討いたします。

菅野委員 例えば、県の奨学金などは全部、研修医の時代も県内の医療機関での研修というのは可能なので、それはあり得る話ですが、実質、飯舘で研修をするということはある得ないということでの質問でした。大体お答えは分かりました。

星委員 実際、この免除を医師の方で受けた方はおりますか。

教育課長 昔、獣医さんがお一人おりましたが、免除が適用になったと記憶しております。

星委員 数十年の中で。

教育課長 平成十五、六年頃だと思います。その際、獣医師は医師なのかという議論になりまして、条例上は医師としかかっておりませんでしたので、弁護士に相談したところ医師については、獣医師も医師ということになりまして、免除となった記憶があります。その後改正されて、獣医師は除くという改正がされました。

今回は、帰村してから飯舘牛ブランドを進めていく中で獣医師も必要ということで、獣医師も入れさせていただきました。

星委員 使われない制度であったことはもったいない気もしますが、今回、その範囲を一般の仕事にも拡大することによって、どのぐらい利用がある見込みですか。やってみないと分からないと思いますが、どのぐらいのところを想定してこの条例を改正するのかと。

教育課長 人数の想定は今のところありません。ただ、これが人材確保の一環として間口を広げていきたい。

星委員 例えば、就業というのはアルバイトも含むかどうかなど、これから細かく決めるのかもしれないですけども。

教育課長 まだそこまでは、決めておりませんが、運用を始めると様々な問題も出てくると思います。今後、条例、規則にないものについては定めていく必要があるかと思っています。

星委員 就業という言葉も難しいかと思いますが、例えば、会社とかで、飯舘村にある

会社に勤めたけれども、転勤になったり、出張でいない期間があったりとか、その扱いはどうするのかなど、細かいところが出てくるのかなと思うので、その辺は先にある程度の枠組みを決めておかないと想定される人数が全然桁が変わってくる気がするので、バイトの適用など悪用ではないですがそういったところが心配というか、ありました。

また、役場職員を除くとした理由が分からなかったので、教えてください。

教育課長 村づくり推進課で同じような補助金を制定しますので、足並みをそろえた設定が必要かと思います。村づくり推進課は、特定の補助金を使いますので、基準も合わせる必要があるかと思います。

高橋委員 先ほど、課長の説明で獣医師さんの話出ましたけれども、獣医師さんの場合は、飯舘村内で開業した場合に限るという事でお願いしたい。各団体に勤めながら獣医師が来ているんですが、その辺が決まっていないので引き続き詰めていったほうが良いかと思います。

教育長 現実的にはそういうことですよね。通いの獣医師では駄目だという事。

高橋委員 村内で開業することが条件。運用しやすいように。

教育長 就業人口を増やすのと、移住はイコールではないので、確かに難しいところがあります。ただ、目的もあるのでいい方向で解釈してやりたいですが、確かに悪用しては困るので、慎重にやらなければと思っています。

では、現段階での貸付条例の一部を改正する条例について、承認ということで異議ございませんでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。

11 日程第5 議案第2号 飯舘村奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長 日程第5、貸付条例施行規則の一部を改正する規則についてということです。説明をお願いします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 ご質問あればお願いします。よろしいですか。

先ほどの説明ですと、国や県の補助金を活用して、村づくり推進課ではこういった免除をするので、公務員は該当しない。あわせて教育委員会のほうでも同様にということです。

ちなみに、介護福祉のいいたてホームの方は該当します。

では、議案第2号について、承認ということでご異議ございませんでしょうか。お願いします。

星委員 今回の改正、改定というのは、どこから発案してくるものですか。

教育長 それは、村です。

教育課長 政策の中で、人材確保するにはどんな方策がとれるのかという議論になり、あらゆる方面から村に関わる人、村で働く人、移住する人を増やしましょうという政策の中での一つ。

教育長 ちなみに、昨年度から行っている高校通学貸付金もその一環です。あれはどちらかというところから提案した形になりますが、全部一定方向を向いた政策の

一つであります。

では、ご異議ございませんか。よろしいですか。

全 員 異議なし。

教育長 はい。

12 日程第6 議案第3号 飯舘村保育士資格取得支援事業助成金交付要綱の一部を改正する訓令について

教育長 日程第6、議案第3号になります。飯舘村保育士資格取得支援事業助成金交付要綱の一部を改正する訓令について説明をお願いします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 これについて質問ありますか。よろしいでしょうか。

活用される職員が出れば期待したい。

では、議案第3号について承認ということでご異議ございませんでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。

承認されましたので、続いて日程第7に移ります。

13 日程第7 議案第4号 飯舘村学力向上アドバイザー設置要綱の一部を改正する訓令について

教育長 議案第4号 飯舘村学力向上アドバイザー設置要綱の一部を改正する訓令について説明をお願いします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 想定として、これまで数学の支援をしている教員免許を持った方を採用していましたが、任期付職員に教員免許を持った方を採用した場合に、その方がこの学力向上アドバイザーを兼務できるようにしたいということです。

これについてよろしいですか。お願いします。

星委員 もともと兼務ができないようになっていた理由は何かあるんですか。

教育長 これまで、アドバイザーを採用できていたということでしたが、できなかった場合、採用しなくとも兼務で可能であればという趣旨です。

星委員 働き方改革ですね。

教育長 言い方を変えればそういうことになります。

星委員 特にその制限があったわけではないということですか。

教育課長 今まで賃金という形でお支払いをして働いていただいておりますが、会計年度任用職員の制度に切り替わりました。全国的に制度が変わってしまったことで、学力向上アドバイザーの採用に当たって、その形態に合わない部分があり別に要綱を定めていたという経過があります。ここでは、採用の形態が1つしかなかったため、兼務ができるよう間口を広げさせていただきたいという事です。

星委員 分かりました。

教育長 学力向上アドバイザーについては、公募はしておりませんが、探してはおりません。どうしてもという場合は、このような形になるかもしれないです。

菅野委員 質問いいですか。

兼務辞令が出て、兼務できるようにするということでは分かりました。例えば役場で任期付採用になっていて、給与をもらっているわけですね。ボランティアという考え方でもないような。ちょっと私、理解できなかったもので、よく分かりました。

教育長 今回の場合は、まるっきりボランティアです。兼務辞令も出ていないこともあります。

菅野委員 無償でというのは、学力向上アドバイザーのほうは無償だけれども、副園長としての給料はもらっていますね。では、学力向上アドバイザーに出た分については、1時間幾らの賃金出しますよという形になるのでしょうか。

教育課長 この最後の20ページに書いてありますが、兼務はできます。要綱では、報酬額が決まっていますので、兼務の場合は、別に定めるということで、この要綱には従わないことになります。

です、ので、幾ら払うか決めてはいない。

菅野委員 今まで私の考え方だと、兼務辞令が出て、県職員などは給料は上がるわけではない。その辺の解釈どうなのでしょう。

教育課長 今は未定です。

菅野委員 幾分かはプラスしようかなという考えがあるということですね。

教育課長 検討はしています。

教育長 他の市町村でも村でもですが、小学校の校長先生、教頭先生、養護教諭が兼務で幼稚園をやると、年間報償を出していました。

菅野委員 分かりました。

教育長 日程第7、議案第4号について、承認されることにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。承認されました。

14 日程第8 議案第5号 令和5年度当初予算要求について

教育長 それでは、日程第8、議案第5号 令和5年度当初予算要求について。膨大な資料はありますが、それぞれ各課から、概要をここで説明していただいて、その後ろの資料は、内示の段階ですので未確定でもあります、質疑を受けたいと思います。

では、教育課のほうからお願いします。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長 それでは、この要求書の資料の2ページから始まる課題内容・懸案事項等という（1）から4ページの（15）まで、これを基に質問をお受けしたいと思います。

今、課長からありましたとおり、確定ではありませんので、ご意見を参考にしたいということです、よろしくお願いします。

では、何かご質問あればお願いします。

星委員 14番のICT機器の充実のところで、学校全体のパソコン環境を一新することですけれども、予算額が年間で1,500万円で、5年で七千幾らという積算でした。生徒数100人として、大体1人10万円ぐらいという、単純計算ですけれども、そういうものじゃないと思っております。要はタブレットとか、情報端末が変わ

ってきている中で、刷新の内容がどういうふうに検討されているのかなというところでは。従来のパソコンを主体とした業務からタブレットとかほかの情報端末に切り替わってくるとは思っていますが、その辺の何か見直しのものは、ただ更新するだけなのか、分かれば教えてください。

教育課長 タブレット環境になっていても電波を一回、Wi-Fiで取って、サーバーを通してすべて動かしています。そのサーバーという大事な基幹のところを今回全て更新をするということになります。

今回は併せて、学校全体ではネットワークが結構重くなって遅くなるということがございます。今回、別な規格に切り替えて、高速通信が可能な仕様になります。

伴って、先生方のPC等、授業で使うPCが全部リース満了となりまして、はや6年越しですので、それを更新していかないと、新しい規格に対応できないということがあります。台数的にはかなりの数となりますが、先生方の人数、各教室のPC、コンピュータ室等精査をしていきたいと思えます。また、将来的にはタブレットの10ギガを終了しWi-Fiのみに切り替えます。

星委員 通信のほうの整備の話ではなくて、例えば、パソコン室にあるパソコンを何に使っているかと考えたときに、そのパソコン室で使うパソコンじゃないとできないのか、タブレットにキーボードとかつなげてできないのか。その稼働率の低い機器をまず減らせないか。パソコン室のパソコンは本当に稼働率低いと私は昔から思っていたのでそれが一つ。

それを除くとパソコン教室分のパソコンの見直しはできるのかなというのと、サーバーの話がありましたが、サーバー上で動かしているソフトが、学校内に置かなければいけないサーバーなのか、クラウドを使ってやれることなのか、そういった全体のシステム的な見直しして、確かに端末が古くなって、通信速度が遅かったりとか、規格が古くてWi-Fiも全然今と昔では速度が違うので、そういうところの機能を新しくという部分はもちろんあると思いますが、全体的なシステムとして学校教育を行う上で、パソコン、タブレット、サーバー、全体の最適化、この飯館の学校の人数と学習内容を合わせて最適化というのはできないのかというのが質問です。

まず5年間で7,000万円というすごい金額なので、本当に使うものをそろえる方がもちろん今は必要だと思いますけれども、より最適化できないかなという質問です。

教育長 1,500万円は、毎年かかるわけではないと思いますが。

教育課長 毎年ではないです。初期費用等もあります。クラウドは現在は考えておらず、サーバーの構築は必要となります。情報流出は避けたいです。

星委員 今、一般企業でもなかなか自社内というの、大きな企業を除けば少なくなっていて、災害時の安全性とかそういったのを含めたときに、クラウドのほうで安全性高かったりもするので、難しいとは思いますが、ほかの市町村や他県なども参考にしながら検討いただけるといいのかなと思いました。

教育長 全くおっしゃるとおりで、余剰があったりするの、全く意味がないことですので、それについては、これ教育委員会も学校も検討しております。

なお、他校と比べて特に多いということはないです。最低この条件はどこも揃っているんで、電子黒板が少し贅沢かなという部分以外は、パソコン室に人数分のパソコンがあり、先生方に一人一台の業務用というのは、今はどの学校もあります。ただ、委員お質のとおり、その辺は私たちも気を付けて見ていきたいと。

指導主事 今おっしゃったとおり、ハード的なところで言うと、子供もタブレットを使い始めているので、授業はタブレットでできるようになってきているという事実はあります。一方で教員の仕事など公務の事務的な仕事だとやはりソフトウェアベースですので、パソコンは必要で台数を減らすことはできなという事情があります。確かにパソコン室のパソコンは利用頻度は昔に比べると大分減った事実はありますが、なくせるかという、やはり技術の授業などで、タブレットではできないこともあります。台数については検討はしているところですが、ゼロにはできないなというところですので、無駄はなくしつつも、子供たちの不利益にならないようにという観点で、検討をしているところであります。

金額的には、昨今の半導体不足という問題が結構あり、業者もうかつに金額を出せないところがあるので、実際に入札の際は半導体不足が落ち着いてきていることを願いたいです。

教育長 そのほか、委員の皆様、ご意見、質問等あれば。

では、生涯学習課から事業の概要等について説明をお願いします。

生涯学習課長 （資料に基づき説明）

教育長 それでは、今説明ありましたこの資料といえますか、81から89ページまでの内容を基に質問等あればお願いします。お願いします。

菅野委員 86ページ、87ページの説明の中で、文化財保護費に関係してくるのかなと思いますが、実は、県の生涯学習課の方で、語り部養成講座をやるみたいな話も聞いてはおりますが、村が語り部を養成していないというか。この「Y O I T O K O 発見! ツアー」とか非常に村民が理解するにも、村を知るのにもいい事業だなと思っています。ですので、村民向けも実施するとか、村民も参加できるとか、語り部養成をするとか、村のことを村民が案内できる人材養成という視点も踏まえて、できたらいいのかなと思っています。

作見の井戸や山津見神社など、ぜひ村民にも目を向けてほしいなと。意外と村民が村を知らないというところがあるので、何かもったいないなと思って見えます。

生涯学習課長 非常に良いアイデアをいただきましたので、担当者に伝えながら、事業に活かしてまいりたいと思っております。

教育長 まさしく10番、11番辺りに、そういう方に活動していただく、あるいは、養成する必要というものがありますが、ぜひそれはご検討して。

ほかにあれば。お願いします。

星委員 1点目は、いいたて村文化祭・芸能発表会事業ですけども、分けて実施する中で、2月という時期は、10月や秋にやっていることが多いものを寒い時期にやるというのは、時期的な見直しがあるといいかなというふうに思いました。

もう1点は、88ページ、パークゴルフ場の簡易トイレ購入ということで、これはレンタル品を購入にしてトータルの費用を減らすということだと思ってまいし

たが、レンタルは年か月か分からないですが、パークゴルフは使われない期間があるので、その期間は返却するとか、そういった方法で安くはできないのかなと。購入した場合とレンタルで、お金以外にメリット、デメリット、もし分かれば教えてください。

教育長 今、質問2つありました。84ページの7番の時期について、それから、88ページの買い取りについてですね。お願いします。

生涯学習課長 まず、総合文化展と芸能発表祭を分けて実施するということについては、コロナということもあって、参加者が密にならないために別々に開催することとしています。

芸能発表祭の開催時期については、震災前は農閑期である2月にやっていたので、今回も2月に開催したいと思っております。この時期はあまり事業がないので、取り組んでみようということになりました。令和4年度に1回やってみて。参加者や実行委員の皆さんからいろいろ意見を聞いて、開催時期は改めて考えてみたいと思います。文化祭の実行委員で出た意見の中に、ステージの方も作品作りもやっている方たちがいらして、更に婦人会にも参加していて文化祭当日はその活動もある。そういう人達から分けてやってもらえると両方いろいろできるという声がありまして、一回分けてやってみようということになりました。

教育長 星委員から出ました厳寒期にやるということについては、実行委員会で検討していただいて。もう一つ、お願いします。

生涯学習課長 簡易トイレについては、レンタル期間は、正確に申し上げると9か月間で、12月から3月までの冬季間は閉鎖しておりますので、9か月でこの借上げ料になります。この件についても、パークゴルフ協会の皆さんと11月27日に協議をさせていただいた中で、なるべく安くやっていこうということをお村からもお願いしております。その協議の中で、購入すればより安くなるというご意見をいただいたものです。実際に年間で30万円も削減できるということですので、今回予算に上げさせていただきました。

星委員 そのレンタルの期間、オフシーズンは返却していたのですか。今度、購入の場合は設置したままですか。凍結や雪での破損などの心配はないんでしょうか。

生涯学習課長 今までは冬季間返却しておりました。耐用年数を問い合わせしたところ、10年ぐらいいは軽くもつとのことでした。メンテナンスは、冬季間使わないときは水抜きもしますし、屋外に置くものとして作られていますので、すぐに壊れることはないものと思っております。

教育長 工事現場に置いているものと同程度ですか。

生涯学習課長 あれより良いもので、今は手が洗える洗面台がついている洋式のトイレをレンタルしています。個室1個だけではなくて、女性も利用するので、小さな鏡もついた屋根付きの洗面台があるものを使わせていただいております。

教育長 今の2点よろしいですか。その他、教育課も含めて。

なお、これから修正もありますし、減額もあるかもしれません。

それでは、日程第8 議案第5号の当初予算要求について、ご異議ありませんでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長 ありがとうございました。

15 日程第9 諸報告について

教育長 続きまして、日程第9、諸報告についてですが、まず、行事日程と就園・就学
予定数について、ここまで説明をお願いします。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長 諸報告について、まず、主要な行事日程等について、今ありましたが、年度内
の卒園・卒業式関係は、これまでどおり縮小の方向でと現段階ではそのようなこ
とになっています。

29日の村で行われる教職員の離任式については、ぜひご出席をいただきたい。
併せて新年度の着任式も同様です。新年度の入園・入学については、まだ決定し
ておりませんが、平常どおりになるかもしれません。

まず、日程等について質問はありますか。

児童・生徒数、1月1日現在の一番下のところを見ていただきたいですが、120
名、51という数字ですが、4月1日現在と見比べていただくと、実に年度内に10
名も増えている。しかもその子供たちはほとんど村内に引っ越してきた方だと読
み取れるわけです。結果的には4割ぐらいが村に住んでいるということで、村と
しては非常にいい傾向であるということは読み取れると思います。

どうしても0歳児と卒業生を比べてしまうと、0歳児はそろっていませんので、
全体としては若干減ってはいきますが、他の市町村からの転入が年度内に多かつ
たという今年度でありました。

では、3番、学校教育指導の重点（案）について説明をお願いします。

指導主事 （資料に基づき説明）

教育長 飯館村の教育大綱というのがありまして、これも現在と変わりありませんので、
大きく変えることもないだろうということです。真ん中の義務教育学校のメリッ
トを生かした教育の推進というのは、いわゆる肝であり、個に応じた指導、これ
について特に力を入れているという状況です。

ちなみに児童生徒数、他市町村からの転入が多かったというのも、こういうこ
とが評価されてだろうと前向きに我々は考えております。

今後もぜひ力を入れていきたいなと思っているところです。

これについて何かご意見、要望等あればお願いします。

高橋委員 今の令和5年度のグランドデザインが示されたわけですが、令和4年度の評価、
言葉でなくて何か文章とかで評価したものを今後作るのかどうか。内容について
の成果があったほうがいいのではないかなと思っています。

教育長 今やろうとしているところです。

指導主事 はい、これは今年度に限らず毎年ですが、学校の先生、こども園の先生含めて、
教育評価行っております。その分析等々もこれから行い、それをまたお知らせし
たいと思います。

教育長 これは毎年、やらなければと思っております。その結果もプレゼンすることにな
ります。

その他、ございませんか。

日程第9について、諸報告ですが、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。

16 日程第10 その他

教育長 日程第10に進みます。

次回教育委員会の開催日時は、2月21日火曜日1時半から総合教育会議をやり、終了後、定例会を引き続き行います。よろしくお願いします。

それから、3月についてですが、例年、人事の承認で去年は3月の23日にやっておりました。同様に現段階では、3月23日の木曜日の11時から、この場所で行います。中身については、人事異動内容の承認ということで、そこで承認いただいて、24日には公表。新聞は25日。

もし変更があれば連絡いたします。23日の11時。

それでは、以上で日程全て終了しますので、課長のほうにお返しいたします。

17 閉 会

教育課長 それでは、皆さん、長時間にわたりまして慎重審議、大変ありがとうございました。これをもちまして、令和5年1月の定例教育委員会を閉じます。

午後4時30分 閉会

上記のとおり相違ありません。

教育長

遠藤 哲

教育委員（教育長職務代理者）

高橋祐一

教育委員

菅野 仁

教育委員

星弘幸

教育委員

左司 智美

書記：教育課長 高橋 政彦